

会議次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 出席委員数の報告

○事務 局：続きまして、出席委員数をご報告いたします。欠席のご報告があった委員は坂井明弘委員、佐藤忠委員、相澤美恵委員の3名であります。委員数12名中9名の出席がございますので、村上市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定により、本会が成立することをご報告いたします。

4. 委員及び職員紹介

○事務 局：続きまして、委員及び職員の紹介をさせていただきます。資料1をご覧ください。これまで被用者保険を代表する4号委員として就任いただいております五十嵐剛様についてですが、出身団体での人事異動に伴い、退任届が提出されました。そこで、被用者保険連絡協議会に委員の推薦をご依頼し、相澤美恵様に後任の委員をお願いすることになりました。残念ながら本日は欠席となっておりますが、ご本人には既に委嘱状をお渡ししております。また、2号委員である坂井委員についてですが、4月1日付で薬剤師会の役員変更があり、役職名の会長を消していただきたい旨のご連絡がありましたので、委員名簿の訂正をお願いいたします。次に、4月の人事異動に伴い、変更となった市職員の紹介をさせていただきたいと思っております。それでは、改めまして、保健医療課長の信田と申します。昨年まで国保の室長として皆様にお世話になっておりました。今後どうぞよろしくお願ひいたします。続きまして、国保室長の高橋でございます。

○事務 局：高橋晃と申します。どうかよろしくお願ひします。

○事務 局：次に、健康支援室長の中村でございます。

○事務 局：この4月に健康支援室に参りました中村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務 局：最後に、今年度から国民健康保険の担当になりました国保室副参事の佐藤でございます。

○事務 局：佐藤でございます。昨年度までは後期高齢者医療を担当しており、今年度から国民健康保険の担当となりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務 局：また、議案の内容によっては本日ご紹介した職員とは別の職員が出席する場合がございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

5. 会議録署名委員の指名

○事務 局：続きまして、会議録署名委員の指名です。今回は前川委員をご指名いたします。よろしくお願ひいたします。

6. 報告

(1) 国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定（専決）について

○事務 局：続きまして、次第6の報告に移ります。ここからは会長に議事の進行をお願いいたします。

○会長：それでは、次第6の報告に入りたいと思っております。まず、(1) 国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定（専決）について、事務局より説明をお願

します。

○事務 局：国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定（専決）についてですが、法律及び政令の公布が平成29年の3月31日になっており、執行が29年の4月1日ということで3月議会に間に合わなかったため、市長の専決処分にさせていただきました。専決処分にしました議案につきましては、次回の会議で議会の承認を求めるということになっておりますので、6月定例会のほうで報告して承認を求めるといことになっております。改正内容につきましては、税務課の瀬賀係長から説明をさせていただきます。

○事務 局：――資料2に基づき詳細に説明――

○会 長：専決事項ではありますが、皆さんからご質問はございますか。

（なしの声あり）

（2）平成28年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（専決）について

○会 長：それでは、次に入ります。（2）平成28年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（専決）について、事務局よりご説明をお願いします。

○事務 局：――資料3に基づき詳細に説明――

○会 長：ありがとうございました。こちら専決事項となっておりますが、皆さんからご質問はございますか。

（なしの声あり）

（3）制度改革の進捗状況について

○会 長：それでは、次に移りたいと思います。（3）制度改革の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

○事務 局：――資料4に基づき詳細に説明――

○会 長：ありがとうございました。資料の内容を見ますと、今後の検討事項がかなり多く、それらの決定が遅くなれば遅くなるほど後の事務処理が大変になってくるのではという懸念があります。皆さんからご質問ありましたらお願いしたいと思います。

○委 員：よろしいでしょうか。まず、システム関係の改修費用についてです。議案書8ページの資料4の2の具体的内容という項目の中に自庁システムの改修が挙げられていますが、改修費用について国や県からの補助がどの程度出るのかを教えてくださいたいと思います。もう一つは、運営協議会の日程についてです。資料4の2に記載されている日程はおそらく、今までの開催時期を参考にされているのだと思いますが、我々としては制度改革に関する情報をタイムリーに教えてくださいたいですし、場合によっては制度改革に関する会議に向けて意見を申し上げたいことがあるかもしれません。この日程でもそのような対応が可能なのでしょうか。

○事務 局：まず、一つ目のご質問についてですが、改修費用については国庫からの補助がございました。国庫補助につきましては、補助率が何%ということではなく、来年度にかかる改修費を私どもから国へ示した上で、それを国の予算の範囲内で出すということになります。現在のところ、県からの補助金というのではなく、国庫からの補助のみでございます。次に、二つ目のご質問についてですが、ご指摘のあった通り、資料4の2に記載している運営協議会のスケジュールはこれまでの実績に基づき作成しております。制度改革に関する情報をタイムリーに欲しい、それから意見を申し上げたい場合にも対応してほし

いというご意見につきましては、私どもで真摯に受けとめさせていただき、内部で協議させていただきます。その上で、日程変更がある場合には皆様方に事前にお知らせをしたいと思っております。

- 会 長：よろしいですか。
○委 員：はい。
○会 長：そのほかにないですか。
(なしの声あり)

(4) その他

- 会 長：(4)のその他についてですが、事務局では特にないということなのですが、委員の方からは特にないでしょうか。
- 事 務 局：よろしいでしょうか。後期高齢者医療保険料と国民健康保険税に関することでご報告したいことがございます。まず、後期高齢者医療保険料についてですが、国の軽減判定に誤りにより、県内市町村でも過大、過少の徴収が発生しました。村上市でも全部で30件、20世帯で誤りがありましたが、これについては国の判定誤りということから、厚生労働省が公表するということですので、市では公表はいたしません。また、国民健康保険税についても同様に軽減判定の誤りにより、国保税の過大、過少の徴収をしていた市町村がありました。こちらは各市町村の誤りということから、市町村が公表しているということですので、村上市においては国保税についての軽減判定の誤りがなかったということでご承知おきいただきたいと思っております。以上です。
- 会 長：ほかにございませんか。
(なしの声あり)
- 会 長：報告ですので、これで6の報告を終わります。

7. その他

- 会 長：それでは、7のその他に入りたいと思っております。事務局よりお願いします。
- 事 務 局：お疲れ様でございます。私から3点ほどご連絡させていただきます。まず、1点目でございますが、今回の2回目の運営協議会を8月24日、木曜日に予定しております。時間は本日と同じ午前10時から、会場も同じ部屋になります。内容については決算とその他報告させていただきたいもの、協議させていただきたいものがありますので、まず8月24日の日程調整を今のうちにお願ひいたします。2点目、国保運営協議会の委員の皆様を対象にした研修会を毎年県が行っております、今年は8月7日、月曜日に朱鷺メッセで開催される予定でございます。正式な案内はまだ届いておりませんが、詳細が決まり次第、皆様方にご案内したいと思っております。こちらませひご出席いただきたいと思います。3点目でございます。本日皆様のお手元に紙製のファイル配付させていただきました。こちらは本日の議案書また各種資料等の整備にご活用いただければと思っております。あわせて一枚カラーのチラシをお配りさせていただきました。こちらは、8月から変更となる70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額に関する内容になっております。詳細については本日特にご説明はいたしません、6月15日のお知らせ版にこの内容をコンパクトにしたものを掲載させていただいて、住民の皆様には周知をしたいと考えておりますし、そのほか市のホームページ等々修正を加える

ことを今検討しているところでございます。連絡事項のほうは以上でございます。よろしく願いいたします。

○会

長：ありがとうございます。それでは次回の運営協議会は8月24日、10時から行います。また、8月7日に朱鷺メッセで研修会が行われるということです。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○会

長：皆さんのほうからもないので、以上で今回の運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。

(午前10:40終了)